

年金相談所開設日程表

●京都南年金事務所

※両会場とも年金相談のみです。

郡市名	開設日		開設時間	開設場所	京都南年金事務所 電話予約 TEL 075-644-1165 【平日 8:30～17:15】
木津川市	—	3月22日(金)	10:00～15:00	木津川市役所	
八幡市	—	—	10:00～15:00	八幡市文化センター	

●舞鶴年金事務所

※両会場とも年金相談のみです。

郡市名	開設日		開設時間	開設場所	舞鶴年金事務所 電話予約 TEL 0773-76-5772 【平日 8:30～17:15】
福知山市	2月1日(木)	3月7日(木)	10:15～15:45	福知山市役所	
京丹後市	2月22日(木)	3月28日(木)	10:30～15:45	峰山総合福祉センター	

年金相談所では、お待ちいただく時間を少なくするために「予約制」を実施させていただいております。

※予約なしでお越しいただいた場合、会場使用の関係上、相談をお受けできない場合がありますのでご了承ください。

予約
方法

- 1 予約電話にご連絡ください。
(予約以外のご用件はお受けできませんのでご注意ください)
- 2 受付の際に、「基礎年金番号」「氏名」「住所」「電話番号」「相談内容」等についてお伺いします。(お手元に、「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」をご用意ください)

- 3 ご希望の「会場」「予約時間」をお伺いします。
(予約状況により、ご希望に添えないことがありますのでご了承ください)

※相談当日は、予約時間の「5分前」までににお越しください。
※当日、ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。

INDEX

日本年金機構からのお知らせ

- 年金委員制度のご案内 2
- 令和5年度 年金委員功労者表彰式を開催しました 4

協会けんぽ京都支部からのお知らせ

- 皆様の取組で保険料が節約できる！ インセンティブ制度の仕組み 5
- 生活習慣病予防健診～今年度の健診はお済みですか？～ 6
- 生活習慣病予防健診を利用されていない場合は事業者健診（定期健康診断）の結果をご提供ください 6
- ご存じですか？ リフィル処方せん 7
- 事業所における健康づくり トップランナーの声 8

京都府社会保険協会
のホームページ

アクセスはこちらから▶

<https://www.shaho-kyoto.or.jp>

年金委員制度のご案内

事業主の皆さまへ

公的年金制度に関する仕組みや各種手続き方法など、他の従業員が知りたいと思う年金の情報や知識を有する従業員が職場内にいることは、とても心強いものです。

『職域型』年金委員は、こうした期待に応えるための職場と年金事務所を結ぶパイプ役となります。

◆全国の年金事務所では、定期的に年金委員を対象とした研修会を開催し、制度改正事項などをお伝えしています。また、日本年金機構本部（東京）も、毎年、リモートによる全国年金委員研修会を開催しています。

◆平成25年度より、「年金委員功労者厚生労働大臣表彰」制度が開始されました。受賞者は所属する会社名とともに、厚生労働省ホームページに掲載されます。

なお、『職域型』年金委員である従業員がお辞めになる際は、引き続き『地域型』年金委員へ移行していただけるようご案内をお願いします。

1. 年金委員とは

年金委員とは、厚生労働大臣から委嘱を受けて政府が管掌する厚生年金保険および国民年金の事業について、会社や地域で啓発、相談、助言などの活動を行う方々です。

年金委員は、活動する区域によって『職域型』と『地域型』の2種類に区分されています。『職域型』は主に厚生年金保険の適用事業所内で、『地域型』は自治会など地域において活動していただきます。

2. 年金委員制度の概要

年金委員は、公的年金制度について、広く国民の皆さまに周知するとともに、制度への理解と信頼を深めていただくよう普及・啓発活動を行うために設置されました。

〔職域型〕厚生年金保険の適用事業所のうち、常時300人以上の被保険者がいる事業所には2名以上、300人未満の事業所には1名以上の設置をお願いしています。令和5年3月末時点で、全国で約12万7千人の方が職域型年金委員として委嘱されています。

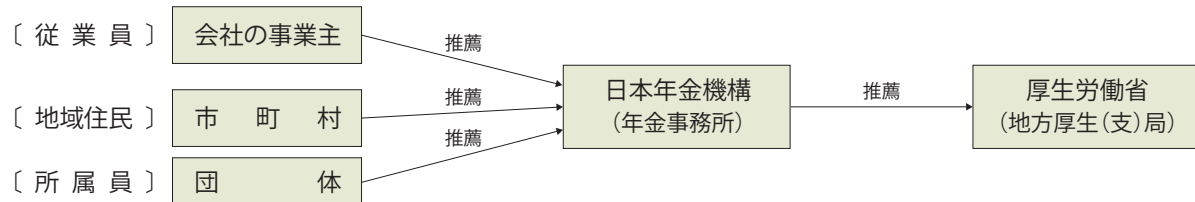
〔地域型〕市町村や団体から推薦いただいた方であって、令和5年3月末時点で、全国で約8千八百人の方が地域型年金委員として委嘱されています。

3. 年金委員になるには

年金委員は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者として推薦があった者に対し、**厚生労働大臣が委嘱**します。【日本年金機構法第30条】

年金委員は、『職域型』の場合は会社の事業主、『地域型』の場合は市町村や団体からの推薦を受け、日本年金機構から厚生労働省へ推薦します。

推薦のながれ



職域型年金委員の推薦にあたっては、原則として推薦時点において、現に厚生年金保険に関する事務の担当者あるいは過去に担当していたことがあるなど、一定期間の経験と年金制度についての知識のある者とされています。

4. 推薦の方法

職域型年金委員の推薦方法は、厚生年金保険の適用事業所の事業主様が、「年金委員推薦書(職域型)」を管轄の年金事務所へ提出いただくこととなります。

※様式は、日本年金機構ホームページ「年金委員通信」からダウンロードできます。

年金委員に関するQ & A

Q. 年金委員に報酬は支払われますか？

A. 報酬は支払われません。ただし、活動を行うための交通費などの経費については支払われます。

Q. 年金委員の研修はありますか？

A. 全国の年金事務所で定期的に研修会を実施しており、公的年金制度や新たな制度改正事項といった情報を直接日本年金機構から得ることができます。

また、研修会を通じ、他の事業所との交流が持てるといった意見もありました。

さらに、長年にわたる活動の功績は、厚生労働大臣からの表彰の対象となります。

制度の趣旨をご理解いただき、
ぜひ年金委員の推薦をお願いします。

※お問い合わせは、管轄の **年金事務所** までご連絡をお願いします。

令和5年度 年金委員功労者表彰式を開催しました

一般財団法人京都府社会保険協会と日本年金機構の共催により、令和5年11月22日に龍谷大学響都ホール校友会館において開催しました。

日本年金機構では、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展にご協力いただいている年金委員の方々の活動において、功績等を残された場合に感謝の意を表し、年金事業の一層の推進に寄与することを目的として「年金委員表彰」を実施しています。

受賞者の皆さま

■ 厚生労働大臣表彰

松 村 秀 一（室金物 株式会社）

■ 日本年金機構理事長表彰

門 田 俊 明（株式会社 丸太町 かわみち屋）

■ 日本年金機構理事表彰

霜 倉 忠（株式会社 第一物産）
 里 内 貴 志（一般財団法人 京都予防医学センター）
 膳 昌 宏（株式会社 パックス サワダ）
 山 本 栄 樹（三和研磨工業 株式会社）
 中 路 四 郎（地域型年金委員）
 宇 野 恵 介（医療法人 医修会 新河端病院）
 京 崎 操（京都北都信用金庫）

（敬称略・順不同）

受賞された皆様 誠におめでとうございます

年金委員とは…

厚生労働大臣から委嘱を受けて政府が管掌する厚生年金保険および国民年金の事業について、会社や地域で啓発、相談、助言などの活動を行う方々です。

公的年金制度について、広く国民の皆さま方に周知するとともに、制度への理解と信頼を深めていただくよう普及・啓発活動を行うため、日本年金機構法第30条に基づき、平成22年1月に設置されました。

令和5年3月末時点で、全国で約12万7千人の方が職域型年金委員として、また、市町村や団体から推薦いただいた方であって、全国で約8千百人の方が地域型年金委員として委嘱されています。

連載

皆様の取組で保険料が節約できる！ — インセンティブ制度の仕組み —

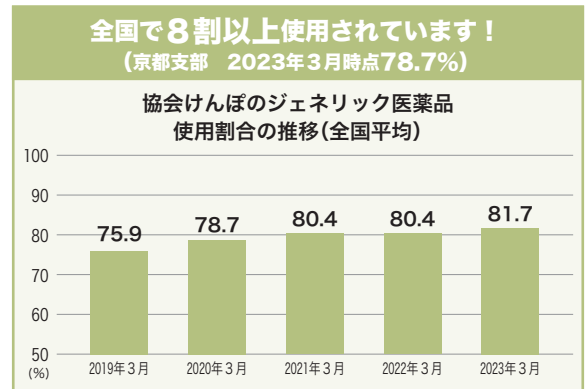
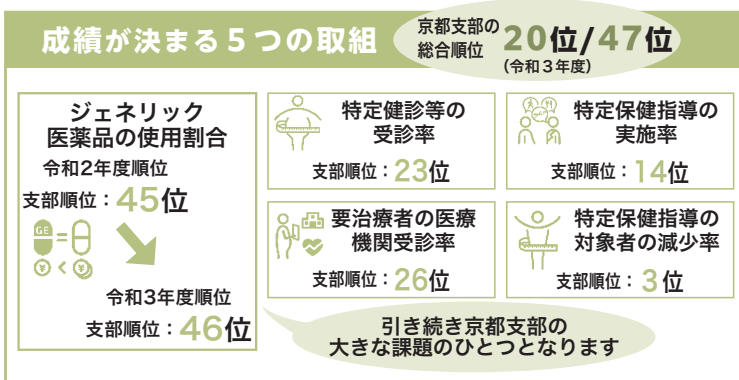
令和5年度 第6回：お薬代を見直してみませんか

協会けんぽでは、平成30年度から保険料の「インセンティブ（報奨金）制度」を導入しています。

この制度は、加入者及び事業主の皆様の**5つの取組**に応じて、47都道府県の協会けんぽの支部間で順位付けをして、**上位（15支部）**の都道府県支部にインセンティブ（報奨金）を付与し、健康保険料率に反映させる制度です。

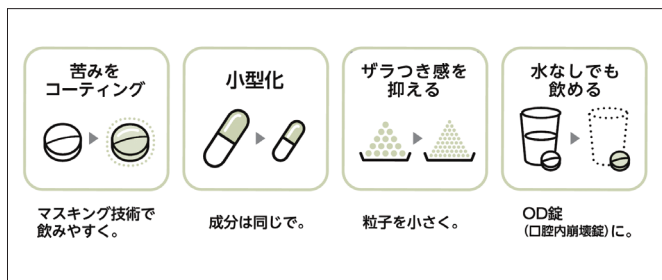
都道府県（支部）の成績が決まる「ジェネリック医薬品の使用割合」

インセンティブ制度では、ジェネリック医薬品の使用割合を指標の一つとしています。ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは先発医薬品（新薬）と品質・効き目が同等であると国が認めたお薬です。患者様のお薬代の負担を軽減させるだけでなく、日本の医療制度を維持していくためにも、とても大切なお薬です。



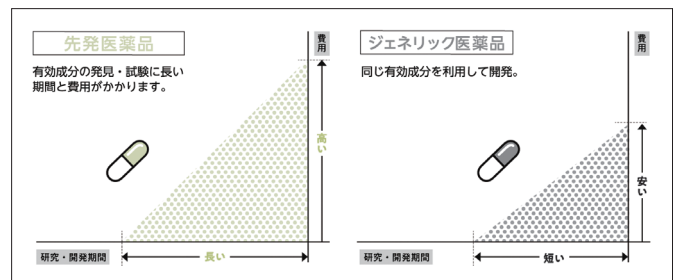
ジェネリック医薬品はどこが違うの？

① 服用しやすい工夫がされています



患者さんや医療関係者の方の声を活かし、お薬の苦みを抑えたり、成分を変えず小型化に改良したりなど、ジェネリック医薬品は先発医薬品よりも飲みやすく工夫されているものもあります。

② お薬の価格が抑えられます



ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許期間を過ぎたあと、同じ有効成分を利用して研究開発がされています。その分研究開発期間やコストを大幅に抑えることができ、お薬の価格も抑えられます。

※現在一部医薬品において供給不足・欠品が生じております。ジェネリック医薬品への切り替えを希望される方は、医療機関・薬局でご相談ください。



全国健康保険協会 京都支部
協会けんぽ

ジェネリック医薬品、インセンティブ制度
についてのお問い合わせ先
【企画総務グループ ☎ 075-256-8636】

協会けんぽ 京都 検索

ホームページはこちら



生活習慣病予防健診 ～今年度の健診はお済みですか？～

生活習慣病予防健診をまだ受診されていない方は、ぜひ受診ください！

今年度の補助が利用できるのは3月までとなります。毎年3月は予約を取ることが難しくなることがございますので、ぜひお早めにご予約ください。

1. 受診する健診機関を選ぶ

京都支部のHPで補助を利用できる健診機関をご確認ください。



2. 健診実施機関に電話等で予約する

直接健診機関に電話等で予約してください。

健康診断は毎年必ず受けて
健康の現在値
(いま)を
見ましょう！



●令和5年度から自己負担額が軽減されています

2022

最 高 7,169円



2023

最 高 5,282円

令和6年度の生活習慣病予防健診のご案内は、3月下旬頃に事業所様へお届けする予定です。

生活習慣病予防健診を利用されていない場合は 事業者健診（定期健康診断）の結果をご提供ください

●健診結果データ提供のメリット

1

健康サポート（特定保健指導）
が受けられます！



2

事業所健康度カルテに健診結果
を反映できるようになります！



※35歳以上の健診受診者が10名以上の
事業所様が対象です

3

将来的な医療費や保険料の
負担軽減につながります！



●提供の対象者

協会けんぽに加入されている40歳から74歳までの方
(生活習慣病予防健診等の補助を利用した健診を利用された方を除く)

●提供の方法など
詳細はこちら



健診結果データを協会けんぽへ提供することは、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、事業主様に義務付けられているため、個人情報保護に関して責任を問われることはありません。

ご存じですか？ リフィル処方せん

リフィル処方せんとは、通院の負担を軽減する制度です

国の制度として、令和4年4月から「リフィル処方せん」が導入されました。長期間同じお薬を飲んでいる場合など、症状が安定しており、通院をしばらく控えても問題がないと医師が判断した場合に、医療機関等で処方せんを毎回もらわずに、同じ処方せんを薬局で最大3回まで繰り返し使用できる仕組みです。通院の身体的・時間的負担の軽減にも繋がるので、ご利用されたことのない方は、一度医師に相談してみてもいいかもしれません。

リフィル処方せんが適用できない場合

投薬量に限度のある医薬品や、湿布薬はリフィル処方せんにできません。



かかりつけ薬局を活用しましょう



薬について気軽に相談できる、身近な「かかりつけ薬局」を決めていますか？

複数の薬局を利用するのではなく、一つの「かかりつけ薬局」を利用することには大きなメリットがあります

●副作用などのリスクをチェック

かかりつけ薬局があれば、自分の体質や病歴などの情報を継続的に管理してもらえるため、副作用などのおそれがある薬をチェックし、リスクを防ぐことができます。

●薬の重複や飲み合わせのチェック

複数の診療科にかかっている場合は、薬の重複や飲み合わせなどをチェックしてくれるため、薬の無駄をなくし、安全に使用することができます。

●薬に関する相談が可能

患者さんの体質をよく知っているかかりつけ薬局では、処方せんだけでなく、市販薬やサプリメント選びなど、薬のさまざまな相談にのってもらうことができます。



●お薬手帳で医療費もお得に

同じ薬局を3か月以内に再び訪れ、お薬手帳を持参した場合は、お薬手帳を持参しなかった場合より「薬剤服用歴管理指導料」がお得になります。

お薬手帳は医療機関や薬局ごとに分けるのではなく、一冊にまとめましょう。

連載

事業所における健康づくり
トップランナーの声

宇治第一交通 株式会社

HP <http://kyoto.0152.jp/>
業種 一般旅客自動車運送事業（タクシー業）

所在地 京都府宇治市横島町大川原30番1
従業員数 94名（R 5. 7 現在）



協会けんぽでは加入者の健康づくりや健康経営®の推進を、加入事業所さまと連携して行っています。

※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

この連載では、**従業員の健康づくりに積極的に取り組み、かつ地域において健康経営の発信を行っている事業所さま**からお聞きした取り組みの背景や事例を、これから健康経営に取り組んでいきたいと考えている事業所さまやすでに取り組みをすすめている事業所さまへご紹介してまいります！

健康経営に取り組むきっかけ

事業用自動車の乗務員の高齢化に伴い、今後益々健康経営が注目されていくと思います。当営業所では第一交通産業グループにていち早く健康経営を取り入れ、健康起因事故の撲滅に取り組み、従業員全員が健康で働き続けられる環境づくりにより、運転業務の生産性を向上させようと考えました。

組織の体制

衛生管理者、産業医、安全管理者からの指導監督により、毎月の全員懇談会を行い、健康経営アドバイザーからの健康アドバイスと仕事中座って出来る体操の実演などを行い、健康経営の活動を行っています。

健康課題の内容

健康状態に関わらず全従業員に対する疾病の発生予防から、2022年の健康診断の結果により全従業員94人中の27人がメタボリックシンドロームのリスクが高いことが判明。

推進計画（主な取組）

- ①研修及び協会けんぽの特定保健指導を通じて従業員の運動習慣、食習慣を向上させる。
- ②京都府・協会けんぽのウォーキングアプライイベントへ参加し、楽しんで出来る運動習慣の促進を促す。
- ③協会けんぽから糖化年齢測定器、インボディ（体組成計）測定器の利用から体調管理の数値化。

数値目標の内容と期限

●数値目標の内容

BMI25を超える従業員を15名以下とする。



●目標値（現状値→目標値/達成年度）

現状 27名 → 目標 15名（令和5年度の健康診断）



協会けんぽ京都支部では、事業所における健康づくりを推進されている事業所さまの認定制度「**京から取り組む健康事業所宣言**」事業を行っています。詳しくは二次元コードからご案内ページをご覧ください。



健康経営、会社の健康づくりについてのお問い合わせ先
【企画総務グループ ☎ 075-256-8636】